

（趣旨）

第1 千葉県海面におけるばっち網漁業（千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号に掲げる機船船びき網漁業のうち、ばっち網により行うものをいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

（許可等をすべき船舶等の数の考え方）

第2 許可の一斉更新においては、次の（1）の隻数から（2）の隻数を差し引いた隻数に（3）の隻数を加えた隻数を操業区域ごとに定める。

- （1）一斉更新を迎える許可等の隻数
 - （2）廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）
 - （3）新規希望の隻数（漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数に限る。）
- 2 許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数について、新たな許可等をするための追加的な公示をするものとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、許可等をすべき船舶等の数については、10隻（5カ統）を上限とする。

（新規の許可等に係る制限措置）

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

- （1）漁業種類 ばっち網漁業
- （2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める。
- （3）船舶の総トン数 10トン未満
- （4）推進機関の馬力数 次のとおり。ただし、動力漁船の性能の基準（昭和57年農林水産省告示第1091号）第4項の規定による農林水産大臣の特別承認を受けている船舶については、この限りでない。
 - ア 総トン数4トン未満の船舶 330キロワット（70馬力）以下
 - イ 総トン数4トン以上6トン未満の船舶 450キロワット（90馬力）以下
 - ウ 総トン数6トン以上10トン未満の船舶 540キロワット（120馬力）以下

（なお、括弧内の馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則附録第1（同附録の表の備考の規定を除く。）の規定により算出したものとする。）
- （5）操業区域 いすみ市太東埼灯台正東の線から旭市飯岡灯台135度（真方位による。）の線に至る間の最低水面下水深7メートル等深線から最低水面下水深15メートル等深線までの海域
- （6）漁業時期 11月1日から12月31日まで
- （7）漁業を営む者の資格 操業区域に接する地域に住所を有する者

（許可等の申請期間）

第4 規則第11条第1項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

（許可等の条件）

第5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

- （1）「はなびき」をしてはならない。
- （2）日没時から日出時までは、操業してはならない。
- （3）当該船舶の船体の両舷の見やすいところに黄色で別記第1号様式の標識を塗装しなければならない。
- （4）操業中は標識旗（別記第2号様式）を掲げなければならない。

(5) 附属船は1カ統につき2隻以内とする。

(新規の許可等に係る許可の基準)

第6 第3に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第11条第5項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

- (1) 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- (2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
- (3) 次のいずれかの場合
 - ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合
 - イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）
- (4) (1)～(3)以外の場合であって、1年に90日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合
- (5) (1)～(4)以外の場合

(許可等についての適格性に係る船舶等の基準)

第7 規則第10条第1項第5号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。
定めなし

(許可の有効期間)

第8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項第1号の規定により5年とする。ただし、規則第7条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合及び第2の2の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第14条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第15条第1項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

(変更の許可)

第9 規則第16条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

(承継の許可)

第10 当該漁業は規則第14条第1項第3号に規定する承継許可の対象とする。

(許可等の申請)

第11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項の規定による申請書のほか、同条第2項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (7) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書
- (8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書
- (9) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10)の副申書に

においてその旨を記載した場合は省略できる。)

(10) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書

(資源管理の状況等の報告)

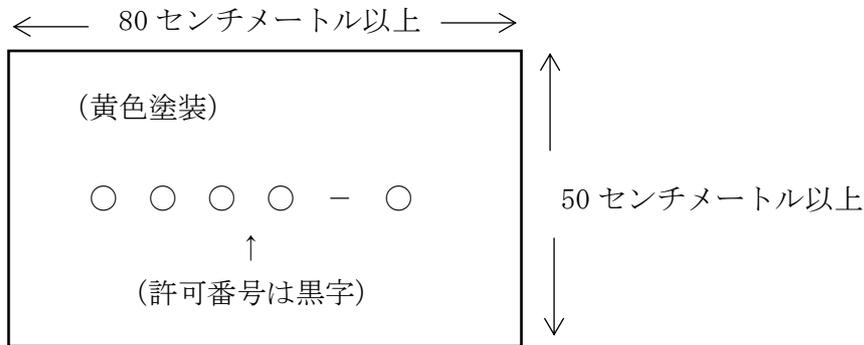
第 12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第 21 条の規定により、毎年、漁業時期終了後 2 ヶ月以内(2 月末まで)に資源管理の状況等を別記第 3 号様式により知事に報告しなければならない。

附 則

- 1 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 機船船びき網漁業(ぱっち網漁業)の許可方針(昭和 43 年 10 月 4 日施行)は、令和 2 年 11 月 30 日限りで廃止する。ただし、旧方針第 8 の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 令和 3 年 12 月 1 日一部改正

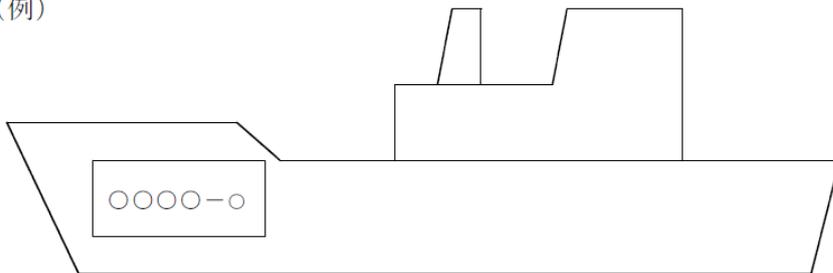
(別記)

第 1 号様式

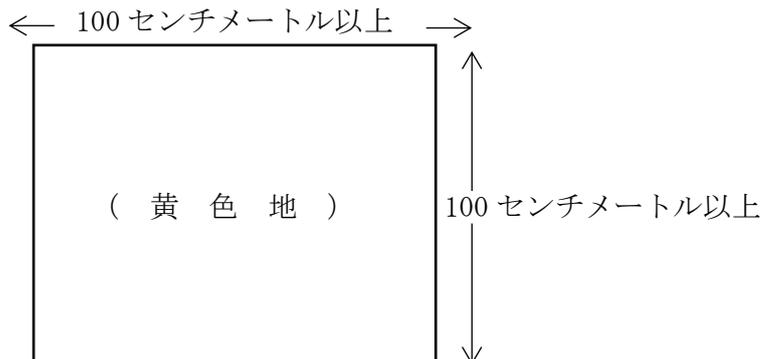


- ① 船体両舷を 80×50 センチメートル以上に黄色塗装して許可番号を記入。
- ② 許可番号は黒字で記入のこと。
- ③ 親番号の文字の太さは 5 センチメートル以上とすること。
- ④ 枝番号の大きさは親番号よりも小さくすること。

(例)



第 2 号様式



100×100 センチメートル以上の黄色地の標識旗とすること。

(別記第3号様式)

ぱっち網漁業の資源管理の状況等の報告書（漁獲成績報告書）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

代表者 氏名（法人にあつては、その名称）

報告期間	許可番号	船名	漁船登録 番号	総トン数	推進機関の 種類及び 馬力数	乗組員数 (附属船を含む)
令和 年 月から 令和 年 月まで	第 号	丸	CB -	トン		人

兼業漁業種類（ ）

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況			
2 漁業生産の実績等			
操業月日	漁獲量(kg)	漁獲金額(円)	操業場所及び水深(m)
月 日			
合 計			

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

上記のとおり水揚げしたことを証明します。

漁業協同組合 代表理事組合長

機船船びき網漁業（ぱっち網漁業）

船舶の総トン数：10トン未満

推進機関の馬力数：4トン未満：330キロワット（70馬力）以下

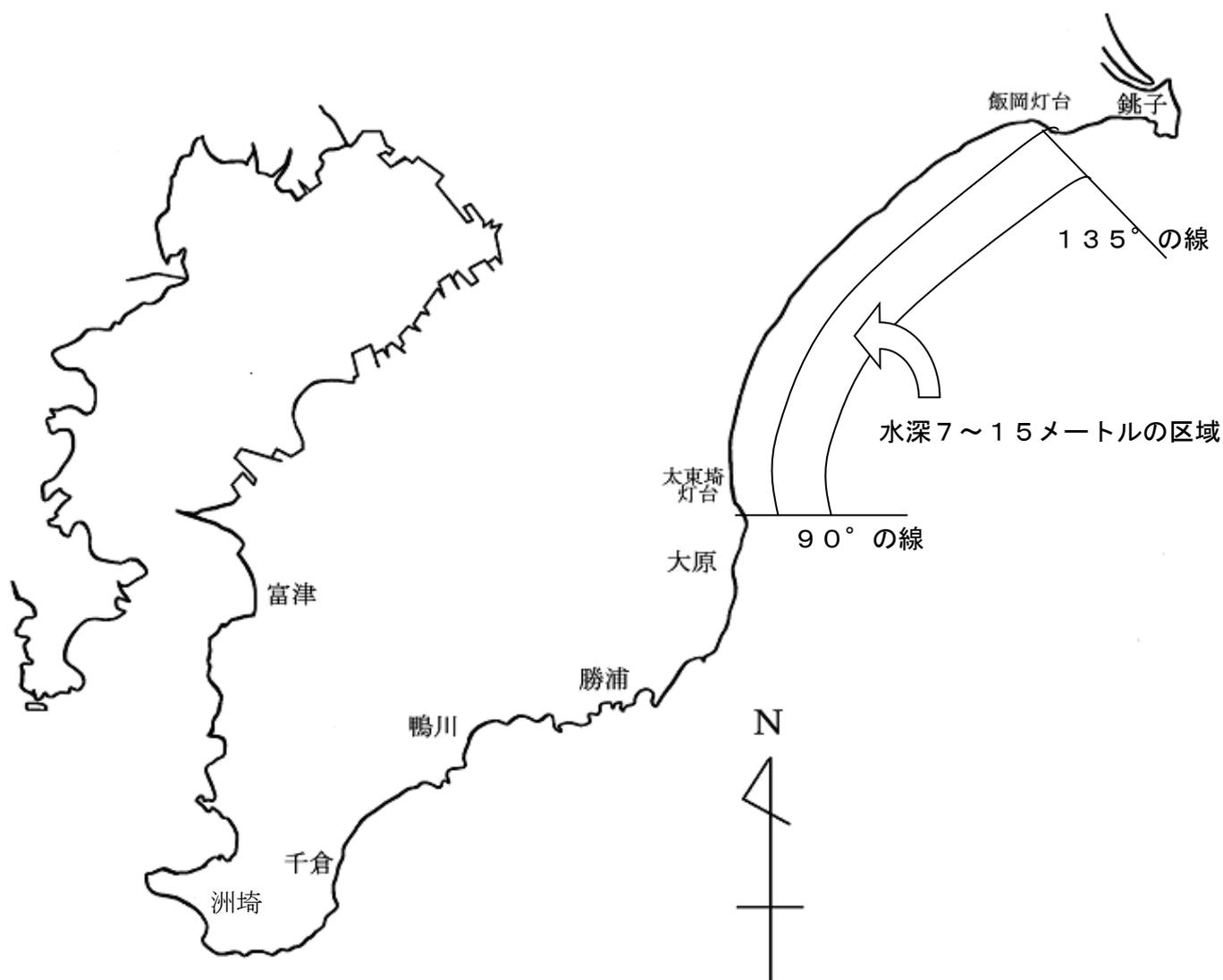
4トン以上6トン未満：450キロワット（90馬力）以下

6トン以上10トン未満：540キロワット（120馬力）以下

操業区域：下図のとおり

漁業時期：11/1～12/31

漁業を営む者の資格：操業区域に接する地域に住所地を有する者



許可等の条件

- (1) 「はなびき」禁止
- (2) 日没時から日出時まで操業禁止
- (3) 船体両舷黄色塗装
- (4) 操業中標旗掲揚
- (5) 附属船は1カ統につき2隻以内

令和2年11月30日制定

（趣旨）

第1 千葉県海面におけるいわし船びき網漁業（千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号に掲げる機船船びき網漁業のうち、1そうかけ廻し漁法によりいわしをとることを目的とするものをいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

（許可の一斉更新に当たっての許可等をすべき船舶等の数の考え方）

第2 次の（1）の隻数から（2）の隻数を差し引いた隻数とする。

（1）一斉更新を迎える許可等の隻数

（2）廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）

2 許可の有効期間の途中においては、公示隻数を抑制する観点から、原則として新たな許可等をするための追加的な公示は行わないものとする。

（新規の許可等に係る制限措置）

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

（1）漁業種類 いわし船びき網漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める。

（3）船舶の総トン数 10トン未満

（4）推進機関の馬力数 定めなし

（5）操業区域 山武郡九十九里町と山武市との境界付近に設置した標柱（漁業権基点北8号）133度50分（真方位による。以下同じ。）の線から夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱（漁業権基点南79号の1）112度9分の線に至る間の海域

（6）漁業時期 周年

（7）漁業を営む者の資格 操業区域に接する地域に住所を有する者

（許可等の申請期間）

第4 規則第11条第1項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

（許可等の条件）

第5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

（1）しらうおの混獲を避けなければならない。

（2）2そうびきをしてはならない。

（3）使用する漁具は、次の条件を守らなければならない。

ア 浮子網及び沈子網の全長はそれぞれ240メートル以内とする。

イ 網口の高さは24メートル以内とする。

（新規の許可等に係る許可の基準）

第6 第3に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第11条第5項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

（1）当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合

（2）当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合

（3）次のいずれかの場合

ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合

イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）

(4) (1)～(3)以外の場合であって、1年に90日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合

(5) (1)～(4)以外の場合

(許可等についての適格性に係る船舶等の基準)

第7 規則第10条第1項第5号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。
定めなし

(許可の有効期間)

第8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項第1号の規定により5年とする。ただし、規則第7条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第14条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第15条第1項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

(変更の許可)

第9 規則第16条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

(承継の許可)

第10 当該漁業は規則第14条第1項第3号に規定する承継許可の対象とする。

(許可等の申請)

第11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項の規定による申請書のほか、同条第2項の規定による「許可又は起業の認可をしようかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をしようかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

(1) 申請理由書

(2) 年間操業計画書

(3) 印鑑証明書

(4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本

(5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書

(6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書

(7) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書

(8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書

(9) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）

(10) 漁業協同組合の組合員にあつては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書

(資源管理の状況等の報告)

第12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年、漁業時期終了後2ヶ月以内（11月30日まで）に資源管理の状況等を別記第1号様式により知事に報告しなければならない。

(標識の表示)

第13 この漁業の許可を受けた者は、船舶の船橋両側の見やすいところに別記第2号様式を表示しなければならない。

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 機船船びき網漁業（いわし船びき網漁業）の許可方針（平成22年9月7日施行）は、令和2年11月30日限りで廃止する。ただし、旧方針第7の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 令和3年12月1日一部改正

(別記第2号様式)

いわし（許可番号）

- 1 各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上とし、各文字の間隔は2.5センチメートル以上とする。
- 2 文字、数字は黒色とし、その他の部分は白色とする。

(別記第1号様式)

いわし船びき網漁業の資源管理の状況等の報告書 (漁獲成績報告書)

令和 年 月 日

千葉県知事 様

氏名 (法人にあつては、その名称)

報告期間	許可番号	船名	漁船登録番号	総トン数
令和 年 月から 令和 年 月まで		丸	CB -	トン

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況				
2 漁業生産の実績等				
月別	操業日数	漁獲量(Kg)	漁獲金額(円)	操業場所
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
合計				

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

上記のとおり水揚げしたことを証明いたします。

漁業協同組合 代表理事組合長

機船船びき網漁業（いわし船びき網漁業）

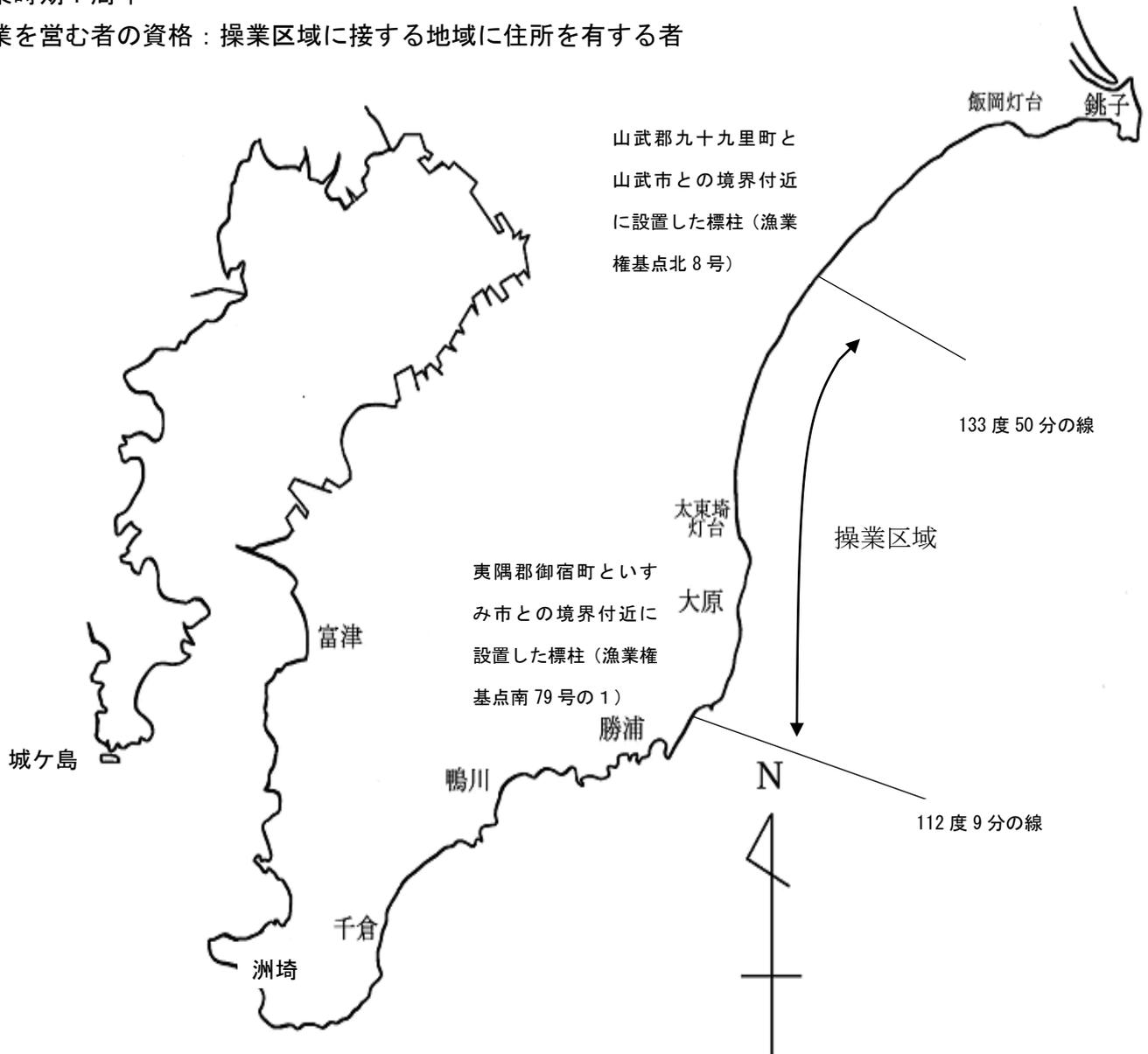
船舶の総トン数：10 トン未満

推進機関の馬力数：定めなし

操業区域：下図のとおり

漁業時期：周年

漁業を営む者の資格：操業区域に接する地域に住所を有する者



許可等の条件

- (1) しらうおの混獲を避けなければならない。
- (2) 2そうびきをしてはならない。
- (3) 使用する漁具は、次の条件を守らなければならない。
 - ア 浮子網及び沈子網の全長は各 240 メートル以内
 - イ 網口の高さは 24 メートル以内

標識の表示

船舶の船橋の両側に別記第 2 号様式を表示

機船船びき網漁業（とびうお船びき網漁業）の許可方針

令和2年11月30日制定

（趣旨）

第1 千葉県海面におけるとびうお船びき網漁業（千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号に掲げる機船船びき網漁業のうち、とびうおをとることを目的とするものをいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

（許可等をすべき船舶等の数の考え方）

第2 許可の一斉更新においては、次の（1）の隻数から（2）の隻数を差し引いた隻数に（3）の隻数を加えた隻数を操業区域ごとに定める。

- （1）一斉更新を迎える許可等の隻数
 - （2）廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）
 - （3）新規希望の隻数（漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数に限る。）
- 2 許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数について、新たな許可等をするための追加的な公示をするものとする。

（新規の許可等に係る制限措置）

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

- （1）漁業種類 とびうお船びき網漁業
- （2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める。
- （3）船舶の総トン数 10トン未満
- （4）推進機関の馬力数 定めなし
- （5）操業区域 いすみ市太東埼灯台中心点54度（真方位による。以下同じ。）の線から鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱（漁業権基点南73号）200度50分の線に至る海域
- （6）漁業時期 6月1日から10月31日まで
- （7）漁業を営む者の資格 操業区域に接する地域に住所を有する者

（許可等の申請期間）

第4 規則第11条第1項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

（許可等の条件）

第5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

- （1）日没時から日出時までは、操業してはならない。
- （2）使用する漁具は、次の条件を守らなければならない。
 - ア 網の全長（袖網及び身網を含む）30メートル以内
 - イ ひき網の全長30メートル以内
 - ウ 網口の高さ3メートル以内
 - エ 網目の大きさ3センチメートル以上
- （3）操業に際しては、所属組合名を記入した方50センチメートル以上の黄色の布地を船体の見やすいところに掲げなければならない。
- （4）第3の操業区域のうち、次に掲げる区域で操業してはならない。
 - ア 勝浦市平島の最南端と勝浦市松部港東防波堤突端とを結んだ線と陸岸により囲まれた区域（勝浦湾内）
 - イ 勝浦市鵜原毛戸魚見山西北端の標柱と勝浦市鵜原酒屋谷ツルシ鼻先端の標柱とを結んだ線と陸岸により囲まれた区域（鵜原湾内）
 - ウ 勝浦市興津2465番地興津弁天堂と勝浦市守谷犬ヶ埼とを結んだ線と陸岸により囲まれた区域（興津守谷地先）

エ 共同漁業権共第 号の区域（当該漁業権者の同意を得られない区域）

（新規の許可等に係る許可の基準）

第 6 第 3 に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第 11 条第 5 項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

- (1) 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- (2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
- (3) 次のいずれかの場合
 - ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合
 - イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）
- (4) (1) ～ (3) 以外の場合であって、1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合
- (5) (1) ～ (4) 以外の場合

（許可等についての適格性に係る船舶等の基準）

第 7 規則第 10 条第 1 項第 5 号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。
定めなし

（許可の有効期間）

第 8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第 15 条第 1 項第 1 号の規定により 5 年とする。ただし、規則第 7 条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合及び第 2 の 2 の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第 14 条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第 15 条第 1 項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

（変更の許可）

第 9 規則第 16 条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限りに許可するものとする。

（承継の許可）

第 10 当該漁業は規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する承継許可の対象とする。

（許可等の申請）

第 11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第 8 条第 1 項の規定による申請書のほか、同条第 2 項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (7) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書
- (8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書
- (9) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10) の副申書に

においてその旨を記載した場合は省略できる。)

(10) 漁業協同組合の組合員にあつては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書

(11) 共同漁業権者の同意書（操業の同意があつた場合）

（資源管理の状況等の報告）

第 12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第 21 条の規定により、毎年、漁業時期終了後 2 ヶ月以内（12 月 31 日まで）に資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

附 則

- 1 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 機船船びき網漁業（とびうお船びき網漁業）の許可方針（昭和 48 年 5 月 23 日施行）は、令和 2 年 11 月 30 日限りで廃止する。ただし、旧方針第 4 の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 令和 3 年 12 月 1 日一部改正

(別記様式)

とびうお船びき網漁業の資源管理の状況等の報告書（漁獲成績報告書）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

氏名（法人にあつては、その名称）

報告期間	許可番号	船名	漁船登録番号	総トン数	乗組員数
令和 年 月から 令和 年 月まで	第 号	丸	CB -	トン	人

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

2 漁業生産の実績等

月別	操業日数（日）	漁獲量（kg）	漁獲金額（円）	操業場所
月				
月				
月				
月				
月				
合計				

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

上記のとおり水揚げしたことを証明いたします。

漁業協同組合 代表理事組合長

機船船びき網漁業（とびうお船びき網漁業）

船舶の総トン数：10トン未満

推進機関の馬力数：定めなし

操業区域：下図のとおり

漁業時期：6/1～10/31

漁業を営む者の資格：操業区域に接する地域に住所を有する者



許可等の条件

(1) 日没時から日出時まで操業禁止

(2) 漁具

ア 網の全長 30メートル以内

イ ひき網全長 30メートル以内

ウ 網口の高さ 3メートル以内

エ 網目の大きさ 3センチメートル以上

(3) 黄色の布地掲揚

(4) 勝浦湾、鵜原湾、興津守谷地先は操業禁止。

漁業権者の同意を得られない共同漁業権区域は操業禁止。